

至誠館大学ライフデザイン学部規則

第1章 総則

第1条 至誠館大学ライフデザイン学部（以下「学部」という。）に関する事項は、至誠館大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（教育研究上の目的）

第2条 学部・学科は、21世紀の社会福祉の到達目標である、すべての人々がその人なりに生きがいを感じる生活ができ、自己実現をなすことができる状況を実現することを目指して、教育、研究、社会貢献することを目的とする。このような真の「成熟福祉社会」の実現に寄与できる人材の育成を主眼に、人々の人権尊重の福祉思想を十分認識した上で、カウンセリングや対人援助相談の技術といった臨床的視点を習得し、法制度の活用や他の専門識者との連携といったシステム・法制度運用の重視、アドボカシー（代弁・権利擁護）の思潮を視野に入れて、一人一人の自立的社会生活の実現に向けての福祉展開ができる人材の育成を目的とする。

第3条 削除

（教授会）

第4条 学則第6条第2項に基づき、ライフデザイン学部教授会（以下「教授会」という。）を置く。

2 教授会に関する必要な事項は至誠館大学ライフデザイン学部教授会規則の定めるところによる。

（入学者の選考）

第5条 入学者の選考は別に定める。

（授業科目及び単位数）

第6条 学部における授業科目は、基礎教育科目及び専門教育科目に区分し、各年次別に配当し編成する。

2 基礎教育科目及び専門教育科目に関する授業科目、単位数、履修方法は別に定める。

3 授業は、講義、演習及び実習とする。

4 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時に双方向の通信手段によって行うものとする。

5 授業の方法及び内容について1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

（単位の計算）

第7条 各授業科目の単位の計算は、学則23条の定めるところによる。

(履修方法)

第8条 学生は、必修科目と選択科目の合計124単位以上を修得しなければならない。

- 2 社会福祉士の受験資格取得の者は、他の学校等において履修した科目（以下「履修科目」という。）については、各社会福祉士養成施設において、学生等からの申請に基づき、履修科目の教育内容を本学の教育内容に照らし、当該教育内容に相当するものと認められる場合には、本学における科目の履修に代えて差し支えないものとする。
- 3 ただし、社会福祉援助技術現場（相談援助）実習指導及び社会福祉援助技術現場（相談援助）実習については、一体不可分に行うことで教育効果が見込まれるものであることから、これらの科目のうち、他の学校等において履修した一方の科目のみを本学における科目の履修に代えることは認められない。

(キャップ制)

第8条の2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が取得すべき単位数について、学生が1学期に履修科目として登録できる単位数の上限を次のとおりと定める。ただし、教職課程に関する履修科目およびスクール(学校)ソーシャルワーク専門科目群に関する履修科目には適応しないこととする。

第1年次 45単位

第2年次 45単位

第3年次 45単位

第4年次 55単位

(長期履修学生)

第9条 学生が学則第8条第2項に定める長期履修学生となることを希望する旨申し出たときは至誠館大学長期履修学生規則の定めるところにより、許可することがある。

- 2 学部の長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学等の授業科目の履修の認定)

第10条 教育上有益と認めるときは、大学等の授業科目を履修させることができる。

- 2 学則第27条から第29条の2までの規程により、学部において習得したものとみなし、または与えることのできる単位の認定は、教授会の定めるところによる。
- 3 前項の規定により認定された単位数は、60単位を超えない範囲で、卒業に必要な単位数に含めることができる。

(単位の計算)

第11条 各授業科目の単位の計算は、学則第23条第1項各号の定めるところによる。

ただし、専門科目の実験及び実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

(試験)

第12条 授業科目の試験は、学期末又は学年末に期日を定めて行う。ただし、学期の中途において、臨時に行うことがある。

(成績の評価)

第13条 授業科目の成績は、出席及び試験の成績等を考査して判定し、優、良、可及び不可をもって表し、可以上を合格として単位を与える。

2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(3年次編入学生の教育課程及び単位の認定)

第14条 本学部の3年次に編入学を許可された者の教育課程は、第3年次の学生に適用されることとなる教育課程によるものとして、既修得単位の認定については、別に定める。

(外国人留学生の編入学)

第15条 外国において学校教育における14年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、本学部に編入学を希望するものがあるときは、教授会において選考の上、入学を許可する。

2 外国人留学生の編入学に関する事項については、別に定める。

(転学部又は転学科)

第16条 他の大学からの転学部又は転学科を志望する者があるときは、教授会で選考の上、入学を許可することがある。

2 転学部又は転学科に係る選考の方法、既修得単位の認定等必要な事項は、別に定める。

(卒業の要件)

第17条 卒業するためには、第6条及び第8条に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

(卒業の認定)

第18条 卒業の認定は、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

(実験実習に必要な費用)

第 19 条 実験実習に必要な費用はその一部を負担させることがある。

(雑則)

第 20 条 この規則に定めるもののほか、学部に関し必要な事項は、教授会の意見を聞いて、学長が決定する。

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条については、平成 19 年度入学者から適用し、平成 18 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条については、平成 21 年度入学者から適用し、平成 20 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条については、平成 23 年度入学者から適用し、平成 22 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条及び第 8 条第 1 項については、平成 24 年度入学者から適用し、平成 23 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 27 年度以前の入学者については、従前の例によるものとする。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。